

## 勸 告

次の事項を実現するため、「一般職の職員の給与に関する条例」、「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」等を改正することを勧告する。

### 1 「一般職の職員の給与に関する条例」及び「一般職に属する学校職員の給与に関する条例」の改正

#### (1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

#### (2) 諸手当

##### ア 地域手当

県内に在勤する職員に対し、他の都道府県における措置状況及び本県の実情を考慮して、国の指定基準に基づく地域手当の県職員への加重平均支給率の範囲内で地域手当を支給すること。

##### イ 初任給調整手当

医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師並びに医療職給料表(一)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額を413,300円とすること。

##### ウ 勤勉手当

###### (ア) 再任用職員以外の職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.8月分(特別管理職員にあつてはそれぞれ1.0月分)とすること。

###### (イ) 再任用職員

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.375月分(特

別管理職員にあつてはそれぞれ0.475月分) とすること。

### **(3) 昇給制度**

55歳を超える職員を当該年齢に達した日の翌日以後の最初の4月1日以後に昇給させる場合において、一般職の職員の給与に関する条例第5条第6項又は一般職に属する学校職員の給与に関する条例第7条第6項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員を昇給させる場合の昇給の号給数は、1号給とすることを標準として人事委員会規則で定めるところにより決定するものとする。

## **2 「一般職の任期付研究員の採用等に関する条例」の改正**

### **(1) 給料表**

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

### **(2) 期末手当**

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

## **3 「一般職の任期付職員の採用等に関する条例」の改正**

### **(1) 給料表**

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

### **(2) 特定任期付職員の期末手当**

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.575月分とすること。

## **4 改定の実施時期**

この改定は、平成27年4月1日から実施すること。ただし、1の(3)については平成28年4月1日から実施すること。